

平成 27 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 鈴木 郷 史
 (コード番号:4927 東証第一部)
 問合せ先 取締役広報・IR担当 藤 井 彰
 (TEL. 03-3563-5517)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 27 年 3 月 26 日開催予定の第 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる規定及び、社外取締役と責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。

なお、定款第 29 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 28 条 (記載省略) (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条～第 28 条 (現行どおり) 第 29 条 (取締役の責任軽減) <u>当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> <u>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で責任を負担する旨を定めた同法第 427 条第 1 項の契約(責任限定契約)を締結することができる。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 <u>第 29 条～第 39 条</u> (記載省略)	第 5 章 監査役及び監査役会 <u>第 30 条～第 40 条</u> (現行どおり)
第 6 章 計算 <u>第 40 条～第 43 条</u> (記載省略)	第 6 章 計算 <u>第 41 条～第 44 条</u> (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
 定款変更の効力発生日

平成 27 年 3 月 26 日 (予定)
 平成 27 年 3 月 26 日 (予定)

以上